

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成30年第3回9月多度津町議会定例会におきまして、町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、1、地球温暖化による異常気象での豪雨や台風、地震などから身を守るための備え、対策について、2、4月1日からの介護保険の改定に伴う高齢者、障害者への負担増、及び8月からの70歳以上の医療費の負担増や町への影響について、3、中学校道徳教科書採択と学力テスト結果についての3点について一般質問をいたします。

まず最初に、地球温暖化による異常気象での豪雨や台風、地震などから身を守るための備え、対策についてであります。

9月1日は、防災の日として全国でさまざまな取り組みや訓練が行われました。近年、ゲリラ豪雨や変則的な大型台風など異常気象、異変が当たり前の時代のようになっており、その中でも2018年7月、記録破りの量と広がりを持った豪雨が西日本を襲い、洪水、土砂災害などで200人余りを超える犠牲者を含む、膨大な人身、物損被害をもたらしました。

そして、地球温暖化は大気中の水蒸気を増加させ、記録破りの豪雨や相次ぐ大型の台風の発生を増加させ、また気温も35度C以上の異常高温になるなど人間や生物を狂わす状況になってきており、超大型の台風の発生を増加させています。

特に7月の西日本豪雨で岡山県と広島県ではそれぞれ76%、70%のアメダス観測地点で史上最大の48時間降水量を記録し、深刻な被害に見舞われた広島県の呉市では48時間降水量は402ミリで、これまでの100年以上の観測記録で得られた最高記録260ミリを一気に50%以上塗りかえました。

また、岡山県倉敷市真備地区などに甚大な被害をもたらした高梁川流域の降水量は500年に一度あるかないかの記録的な極めて異常な降水極端現象でありました。

世界の気候研究者は、今、地球温暖化による大気中の水蒸気の増加はこのような降水極端現象の頻発をもたらす可能性があるとして警鐘を鳴らしております。

このような大災害は降水極端現象に伴って起こり、日本と世界のどこでも起こり得ることであり、地球温暖化を進行させないための努力を払うとともに災害に備える取り組みを各地で一層推進する必要があります。

また、去る6月18日午前7時58分ごろ大阪府北部の高槻市や大阪市北区など震度6弱の地震、大阪北部地震が発生し、2府4県、大阪、京都、兵庫、滋賀、三重、奈良で3人が死亡、307人が負傷、中でも高槻市の私立寿栄小学校のプールの3.5メートル高さのブロック塀の外壁が道路側に倒れ、巻き込まれた登校中の小学4年生、9歳の女兒、三宅璃奈さんが死亡した事故は記憶に新しいことであり

ます。

塀の基準は建築基準法で決まっており、宮城県沖地震後の1981年に改正され、1.2メートルを超える場合は鉄筋を入れることなどが規模によって定められているわけであります。

香川県下では、梅雨での大雨による大きな被害は近年発生が少なくなりましたが、平成5年の大雨では、死者、行方不明者2名を出すなどの大きな災害が発生をしております。

台風では、昭和49年と51年には、小豆島、東讃地域で1日400ミリを超える大雨があり、各地で山崩れや崖崩れが発生し、合わせて79人が犠牲になったほか、家屋の全半壊が854棟となるなど大きな災害が起こっております。

また、近年では、平成16年に台風15号、21号、23号のほか相次ぐ台風により大きな災害がもたらされました。

平成16年の相次ぐ台風で、香川県では19人が犠牲となり、全半壊の家屋は138棟、床上、床下浸水が1万棟を、そして床下浸水は3万棟を超えるなど近年にない大きな災害を受けました。

また、渇水については、近年の香川県では高松砂漠と呼ばれた昭和48年、香川用水通水、これは昭和49年でございますが、その後でも平成6年、そして平成17年と渇水に見舞われており、水道水の給水制限が実施される等家庭生活や社会活動に大きな影響が出ました。

昨年、平成29年は6月から9月まで長期に少雨傾向が続き、多度津町では8月19日9時より9月7日9時まで減圧5%を実施したところであります。

そして、高潮について、香川県ではこれまで台風の高潮による被害が発生しておりますが、特に平成16年の台風16号と18号では記録的な高潮により浸水被害等の大きな被害を受けました。

また、気温では、ことしは猛暑により熱中症が多く出た、いわゆる異常高温が続き、多度津では6月27、28、29日の3日間最高気温が30度C以上、7月では上旬、中旬、下旬の20日間31度Cから34.9度Cの最高気温、また35度C以上は7月中下旬の8日間、8月では31度から34.9度Cの最高気温が上中下旬の21日間、35度C以上が8月中下旬の8日間、また熱帯夜としての25度C以上は7月中下旬の15日間、8月では上中下旬の25日間も続き、熱中症の発生や寝苦しい夜が続き、収穫期を迎えた果樹の着色不良や、異常高温、熱帯夜の長期化のため果実の水分不足による品質低下を招き、大減収となり、生産農家は大打撃を受けたところでございます。

そこでお尋ねをいたします。

1、警報発令までの避難所への早目の自主避難者と避難移動困難者との避難マニュアルはどうなっているのか。

2点目、住民の安全と命を守るため、三重県紀宝町などが実施している台風上陸3日前から避難のためのきめ細かなタイムラインを事前計画をし、早目に実施すべきかどうか。

それには、1、物資の確認、2、避難準備と呼びかけ、3、自主避難者と自主避難移動困難者の送迎、4、事前避難の完了、5、避難状況の報告などの順序で実施しているわけでありませう。

3点目に、町民の情報を加え、防災に生かす地域ごとに自治会独自のハザードマップを作成しているのかどうか。

4点目に、豪雨による農用地崩落に対し、修復のための町の一部補助やあるいは独自の貸付制度を創設して、復旧を急いではどうか。

5点目に、町で、過去、近年のグラフ災害史を作成、発行し、啓発、危機管理意識の向上を図るべきだと思うかどうか。

6、児童・生徒通学路の安全を確保するためにも、老朽化し、倒壊おそれのある民有地のブロック塀の調査と撤去、改修の対策を至急すべきではないのか。

7点目、自治体の判断でブロック塀の撤去や改修だけでも使える既存の社会資本整備総合交付金をブロック塀対策に使いやすくするための制度の拡充があるがどうするか。

8点目、通学路沿線の危険ブロック塀にかわる安全なフェンス設置がえ工事にも補助あるいは貸し付けをすべきと思うかどうか。

以上、8点についてまずお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の1点目、警報発令までの避難所への早目の自主避難者と避難移動困難者との避難マニュアルはどうなっているのかについてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

まず、「大気中の水蒸気の増加は降水極端現象の頻発をもたらす可能性があると警鐘を鳴らす」のは大雨だけを想定しているわけではありません。

気象の極端現象には大雨だけではなく異常少雨、いわゆる渇水や異常低温も含まれております。

また、気象庁によりますと、台風の発生数、接近数について長期的な変化は見られず、「強い」以上の台風の発生数や発生割合につきましても、年による増減は見られるものの長期的な変化傾向は見られないようであります。

さらに、1901年以降、降水量に明瞭な長期的変化傾向は見られないとも言われております。

ただ、ほぼ地球全体で地上気温の上昇が起きていることや、1950年ごろ以降、多くの極端な気象及び異常気象現象の激化が観測されてきたこと、また日本において予測された将来気候と整合していることから、地球温暖化の影響があら

われている可能性が考えられると言われております。

次に、「警報」でございますが、その市町に重大な災害が発生するような警報級の現象がおおむね3時間から6時間先に予想されるときに、気象庁が発表することにしております。

また、避難所は、災害を回避するために人々が身を寄せて一定期間寝泊まりすることができる施設のことであります。

体育館などふだんは違う目的で使用されているため、開設するためには準備が必要です。

以上のようなことから、議員のおっしゃる警報発令までの避難所への早目の自主避難と避難移動困難者の避難マニュアルはありません。

早目に自主避難をしたい場合は、まず安全と思われる公園や公民館など近くにある避難場所に避難をしていただき、避難所が開設された後、必要があれば移動していただくというのがスムーズな避難につながります。

警報が出たからといって、全員が必ず避難所に移動しなければならないわけではありません。

今回、避難所の開設前、体育館に学校の先生しかいないときに2名の方が送迎をされてきました。

その送迎をした方は、水防本部に連絡もせずには帰られたようですが、何もない体育館で避難移動困難者だけで過ごさせるような行為は非常に無責任な行為だと思いますので、やめていただくようお願いをしたところでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

そのほかのご質問には教育長及び各担当課長より答弁をまいります。

総務課長（岡部 登）

尾崎議員の2点目、タイムラインを実施してはどうかについてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

タイムラインというものは、事前の防災行動計画として、いつ、誰が、何をするかを決めておくというもので、台風による大雨のように、段階を追って災害の危険性が高まることが時間的に予想できる災害に関して有効であると言われております。

本町の場合も、台風が接近するまでに土のうの数を確保したり、排水ポンプや公用車などの準備、災害備蓄品や避難所の確認、防潮堤の陸閘を閉めるなど行政として事前に行うことは決まっております。

さらに、台風が近づき最接近の時刻が確かなものになると、その時刻の潮位偏差や上流域の降雨量、満潮、干潮の時刻に気象情報などさまざまな影響因子を勘案して、どういった防災対策が必要になるのか、最適な対応がとれるように努めています。

ただ、災害には台風だけではなくさまざまな異常気象に地震など、時間的に想定しがたいものがあります。

そのようなときにも決して慌てないように、地域で何ができるのか、安全な避難場所を決めておいたり、そこまでどうやっていくのかなど、その地域で防災を考えておくことが大切です。

何が起こるかわからない災害は避難所に避難することだけでは防げません。

先ほども申しましたが、安全と思われる公園や公民館など近くにある避難場所に避難して、自分の安全を確保し、避難所が行政によって開設された後、必要があれば移動していただくという地域と行政の連携、市町村のタイムラインと地域住民のタイムラインの両輪が災害を防ぐためには必要であると考えております。

続きまして、尾崎議員の3点目、自治会独自のハザードマップを作成しているのかどうかについてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のように、ハザードマップなどで自分が住んでいる地域を知っていることは重要であります。

そのため、町民の方々が台風による水害や地震などの自然災害から身を守り、安全対策を講じて対処できるようにハザードマップ等を作成し、防災、啓発に努めています。

本年7月に、最新の情報を掲載した、風水害編と地震編のハザードマップがついている防災のしおり「防災MAX」を町内の全世帯と事業所に配布いたしました。

このしお리를参考に、自分の住んでいる周辺は安全な地域か、危険箇所はどこか、津波は大丈夫か、通学路はどうか、避難所はどこかなど災害に備えていただきたいと考えています。

また、平成26年度に津波ハザードマップと土砂災害ハザードマップを関係する地域に配布し、平成27年度にはため池ハザードマップを関係する自治会に配布いたしました。

防災MAXも含め、これらは町のホームページで見ることができますし、必要であれば、ため池ハザードマップは産業課に、それ以外は総務課にご相談ください。

さらに現在、外国人向けの英語版と小さい子供向けの易しい日本語版の制作を検討しています。

次に、尾崎議員の5点目、近年のグラフ災害史を作成、発行し、啓発、危機管理意識の向上を図るべきだと思うがどうかについてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

香川県のホームページには過去の災害情報が掲載されています。

昭和20年から主な風水害等での被害が一覧表として掲載されており、何年何月の台風ではどこの市町に床上浸水が何件とか、人的被害がどうであったとか、掲載されております。

また、同様に、応永4年、1707年以降の主な地震とそれに伴う被害状況なども掲載されております。

そういったデータベース的な資料は書籍でも多数存在しておりますので、本町が本町だけのグラフ史を作成するよりもそれらを参考にさせていただくほうがより効率的に防災意識の向上につながるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員ご質問の4点目の農用地の修復への補助及び独自の貸付制度について答弁させていただきます。

7月の大雨の影響で、奥白方地区で7カ所、見立地区で1カ所の小規模な畑の崩落や2カ所のため池ののり面の崩れなどが発生いたしました。

町といたしましては、迅速な復旧を図るため、中讃土地改良事務所と協議を行い、国の農地災害復旧事業等を活用できるよう働きかけを行いました。

その結果、今回の補正予算案に計上いたしておりますとおり、国の補助金を活用して事業を行うことになりました。

もちろん町や個人の負担もございしますが、双方の費用負担は軽減されることとなります。

一方、独自の貸付制度の創設に関しましては現状では検討しておりませんが、農業共済制度等の研究やJ A香川県等との意見交換を協議するなど迅速な災害復旧事業へのご意見として承りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の6点目、8点目の通学路のブロック塀の調査と対策についてのご質問にお答えします。

教育委員会では、大阪のブロック塀による死亡事故を受けて、6月26日、町内の臨時校長会を開催し、通学路の緊急調査を実施するための打ち合わせを行い、調査日、調査内容、調査方法を確認して、各学校で7月2日までに、教師、児童・生徒による目視による調査を実施することにいたしました。

また、並行して、教育委員会、建設課の職員がブロック塀の状況について詳しく調査を行いました。

改めて、保護者、教師にも協力してもらいながら、登下校中に子供が足を運び、現場で目視し、みんなで考え、通学路の危険マップなどをつくりました。

このことは、児童・生徒が自分自身の判断で身を守ったり、迅速に避難できる

力を身につける活動に役立ったのではないかと考えております。

調査の結果ですが、学校敷地内のブロック塀については、2つの幼稚園と、1つの小学校のブロック塀が危険だということが判明し、うち1件はブロック塀は撤去しましたが、他の2件についても、予算化し改修工事を実施しようと考えております。

そのため、応急措置として、ロープ、コーンなどによって塀に近づくことがないように今現在しております。

それ以外の通学路のブロック塀については、国の動きも注視しながら、ブロック塀のあり方について検討しなければなりません。教育委員会とも相談しながら、学校主体で通学の仕方、通学路を考えたりして、安全を確認しながら登下校するという事になるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員のご質問の7点目、ブロック塀対策の制度の拡充があるかどうかについてお答えします。

本年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする大規模な地震において、ブロック塀が倒壊し、大きな被害をこうむったことを受け、6月25日付で国土交通省より、危険なブロック塀等の撤去等に関する支援について、社会資本総合整備事業の防災・安全交付金効果促進事業を利用することが可能であるとの通知がありました。

その通知を受けて、県では来年度から5年間の時限措置として、民間の危険ブロック塀撤去支援事業の創設を検討しており、各市町に対し、補助制度創設の意向調査を行い、協議がされております。

本町におきましても、県や各市町の関係局部と協議検討を進めながら、危険なブロック塀の解消に向けて積極的に補助制度の創設に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それでは次に、4月1日からの介護保険の改定に伴う、高齢者、障害者への負担増及び8月からの70歳以上の医療費の負担増や町への影響についてであります。

介護保険制度は1997年に介護保険法が成立し、2000年4月から施行され18年が経過しております。

国は当初、家族介護を解決、社会全体で介護を支えるために介護保険制度を導入するというものであります。

それにもかかわらず、親の介護のための介護離職、高齢者を介護する老老介護

などが常態化しており、介護心中なども起きており、深刻な事態がますます広がっております。

多くの高齢者が介護の必要性ではなく、重い利用料負担によって幾ら払えるかで受けるサービス内容を決めざるを得ない状況になっております。

2018年度の年金額が据え置かれたもとで、介護や医療の保険料負担増は、実質年金額の引き下げと等しく、受診や介護サービス利用の抑制を招きかねない、高齢者の暮らしと命を脅かしております。

現行制度は利用がふえたり、介護労働者の賃金などに充てる介護報酬が引き上げられたりすると、直ちに保険料や利用料の負担増にはね返る仕組みになっておるわけでありませう。

そのため、介護が必要な高齢者やひとり暮らしの高齢者が相対的に多い自治体ほど、保険料などがより高くなってしまいます。

一般財源から介護保険財政への繰り入れを行うなどをして、保険料などの負担増を独自に抑制しておりますが、対策には限界があるわけでありませう。

65歳以上の介護保険料は、多くの方が年金からの強制天引きで、今や高齢者の生活を脅かすほどになっております。

高齢者の3人に2人は住民税非課税であり、65歳以上の介護保険料の負担が生活を圧迫をしております。

にもかかわらず、2016年度に介護保険料の滞納による差し押さえ処分を受けた65歳以上の人が過去最多の1万6,161人になったことが7月30日までに厚生労働省の調査でわかり、調査は1,741区市町村に聞いたものであります。

それによると、16年度に滞納処分を実施した市町村は31.2%で、前年度とほとんど差がなかったものの、差し押さえ処分の件数は、15年度の1万3,371人から2割以上の2,790人もふえました。

65歳以上の人の介護保険料は、年金から強制的に天引きされる特別徴収が約9割であり、一方、無年金の人や年金が年18万円以下の方は普通徴収となり、保険料を納付書に基づいて自分で納めなくてはならないのであります。

滞納者に対する処分は、差し押さえ処分のほか、滞納期間に応じて、1、利用料を一旦10割負担させた上で、払い戻しの全部または給付の一時差しどめが57人。

2点目に、原則1割の利用料を3割に引き上げ、高額介護サービス費などの給付を停止する給付の減額等が1万715人に上っております。

介護保険料は年々上がっており、滞納処分の増加は、低所得者を中心に高過ぎで払い切れなくなる人たちが広がっていることを示しております。

また、既にこの8月から70歳以上の高額療養費制度の負担上限が上がり、自己負担限度額が上がっております。

年収が約150万円から約370万円の平均的年金受給者の上限額も高くなっており、外来の上限額は昨年8月に1万2,000円から1万4,000円に、さらにこの8月に1万8,000円に引き上げられ、少し高額な検査などをすれば外来でも医療費が1万8,000円になることもあり、2年前と比べると5割増しとなっております。高額療養費制度はいざというときのためのものであり、70歳以上はかなりの負担増となっております。

そこでお尋ねをいたします。

第1点目は、町では介護保険料の滞納者は前年度で何人なのか。

2点目に、滞納処分としての差し押さえはどのくらいあるのか。

3点目に、償還払い化はどのくらいあるのか。

4点目に、給付の一時差し止めはどのくらいあるのか。

5点目に、給付の減額等はどのくらいあるのか。

6番目、町への影響額は全部で幾らあるのか、また今後の対策はどうするのか、以上の6点について質問をいたします。

税務課長（泉 知典）

尾崎議員ご質問の、1点目と2点目について答弁をさせていただきます。

まず1点目の、町では介護保険料の滞納者は前年度で何人なのかについてでございますが、平成29年度の介護保険加入者数は7,681人、そのうち980人が自分で納める普通徴収となっており、滞納者は89人でした。

次に、2点目の滞納処分としての差し押さえはどれくらいあるのかについてでございますが、平成29年度の介護保険料に対しての差し押さえは1件で、差し押さえ額が6万5,400円でした。

以上、答弁とさせていただきます。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

私のほうからは、尾崎議員ご質問の3点目から6点目について答弁をさせていただきます。

まず、3点目の償還払い化につきましてですが、現時点におきましては該当者なしとなっております。

次に、4点目の給付の一時差し止め実施者におきましても、現時点におきましては該当者なしとなっております。

次に、5点目の給付の減額等はどのくらいあるのかのご質問につきましては、現在利用者負担1割から3割へ、給付を9割から7割へと減額している方が1名であります。

この方につきましては、給付の減額期間が10カ月であり、平成31年5月末で期間が終了し、利用者負担1割、給付9割へと戻る予定でございます。

最後に、6点目の70歳以上の高額療養費制度の改正による影響でございますが、

制度開始直後の現時点では情報不足により不明ですが、この改正により自己負担額の上限が引き上げられる被保険者の人数は、課税世帯のうち、所得が145万円未満の適用区分に該当する被保険者が約2,800人、内訳としまして、国保が約800人、後期が約2,000人、課税世帯のうち所得が380万円以上の適用区分に該当する被保険者が約50人、国保が約10人、後期が約40人程度と見込まれます。

大きな手術を受けたり長期入院をされている被保険者にとっては、議員ご指摘のとおり、かなりの被保険者に影響がありますが、今回の自己負担上限額の引き上げは、負担能力のある高額課税世帯の被保険者を対象としたもので、所得の少ない非課税世帯への被保険者には影響がないものとなっています。

国の制度であり、医療費負担の増加に対する町独自の対策はありませんが、被保険者の皆様が必要以上の医療費を負担することのないように、自己負担限度額認定書の交付や、高額療養費支給申請の勧奨などについて、窓口において丁寧に説明を行い、適切な制度運用に努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後の3点目でございます。

中学校道徳教科書採択問題と学力テスト結果についてであります。

戦後初めて検定を通過した2019年度使用の中学校の道徳教科書会社が出そろい、それは東京書籍、学校図書、教育出版、光村図書、日本文教出版、学研みらい、廣済堂あかつき、そして日本教科書の8社であります。

最後の日本教科書以外は、昨年の小学校道徳教科書を発行した会社であります。

2018年3月27日、中学校の道徳教科書の検定結果が公開されました。

この、中学校の道徳教科書だけのために、日本教科書株式会社という新しい教科書会社が立ち上がったわけであります。

そして、来春から使われる中学校の道徳教科書の採択に向け、6月から各地で教科書展示会が開かれ、閲覧され、検討が進み、いよいよ採択されるわけですが、道徳が特別の教科となり教科書ができたということで評価がつくことになります。

中学校の道徳教科書8社中、5社が生徒に数字やレベルで4ないし5段階の自己評価をする欄を設けております。

それは、中学校で身につけたい22の心という自己評価の欄であり、しかも、この22の心、項目ごとに、1、意味はわかるけど大切さを感じない。2、大切さや意味はわかるけど態度や行動にすることができない。3、大切さや意味は理解していても、態度や行動にできるときとできないときがある。4、大切さや意

味は理解していて、多くの場面で態度や行動にできているという4つのレベルで自己評価をさせるようになっております。

生徒は評価を気にします。この自己評価を教師が参考にして自分の評価がつかならば、おのずとどういう答えを出し、どんな価値観を持つことがいい評価につながるかを考えます。

それぞれの教材も大きな問題がありますが、最後の自己評価こそが最も大きな内心の押しつけと言えるのではないかと危惧をしているところであります。

また、小学校6年生と中学校3年生の全員を対象に、4月に実施した2018年度全国学力テストの結果が公表されました。

3年ぶりに行った理科では、実験結果の分析や得られた知見について説明するなどの活用に課題があったとされ、国語、算数、数学も知識活用型問題が苦手な点は改善しなかった。

全体的に正答率の低い地域と全国平均の差は小さく、学力の底上げ傾向が続いたとのことでした。

そこでお尋ねをいたします。

第1点目に、現場教師はいや応なく選定された教科書を使わなければならないが、中学校道徳教科書採択は9月1日発表することになっているが、我が多度津町では8社中どの教科書会社に決まったのか。

また、日本教科書、教育出版、廣済堂あかつきの3社は問題があり、特に日本教科書は圧倒的に不適切な教材が多く、不採択にという要望申し入れに対してどのようなになったのか。

また、教科書採択に際し、検討内容はどうだったのか。

2点目に、子供の成長と教育の価値を国家の数値指標管理に委ねてはならないが、小学校6年生と中学校3年生全員対象の2018年度全国学力テストについて、町内ではどのような結果であったのかの2点をお尋ねをいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の中学校道徳教科書の採択についてのご質問にお答えします。

教育委員会では、平成31年度中学校道徳の教科書は、日本文教出版を採択しました。

採択に際しては、8社の教科書について、1つは内容の選択、扱いが適切であるかどうか。

1つは内容の構成及び分量が適切であるかどうか。

1つは表記、表現及び編成上の工夫が見られるかどうかの3点に留意しながら調査研究を進めてまいりました。

調査研究及び採択の進め方については、本町教育委員会、そして仲多度3町合同教科用図書選定委員会において検討してまいりました。

以上、中学校道徳の教科書の採択についての答弁は終わります。

続いて、2018年度全国学力・学習状況調査についてのご質問にお答えします。全国学力・学習状況調査は、平成19年度より毎年小学校6年生と中学校3年生を対象にして実施されており、その目的は、全国的な児童・生徒の学力や学習状況の状況を把握し、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童・生徒の教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることとしています。

また、そのような取り組みを通じて、教育に関する継続的な検証、改善サイクルを確立することです。

本年度は国語と算数、数学、そして理科について、主に知識に関する問題と、主に活用に関する問題が問われました。

また、学校質問紙と児童・生徒質問紙を通じて、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面についてアンケート調査を実施しました。

議員ご指摘のように、全国的に学力の底上げが進んでおり、また地域間の正答率が小さくなっております。

さて、本年度の結果を受けて教育委員会では、町内小学校、中学校で見られた正答、誤答の傾向を把握するとともに、質問紙による調査結果と相関関係を分析し、重点的に取り組んでほしい点について各学校に伝えられるように今準備をしております。

また、町内の小・中学校においても、本年度の結果を受け、つまずきが多く見られる問題を把握して授業改善に生かしたり、児童・生徒やその保護者に個票を返す際、個々が取り組むべき学習を伝えたり、質問紙調査で見られた生活環境上の課題についても家庭への啓発活動を行っていきます。

いずれにしても、学力調査の点数だけに一喜一憂するのではなく、学力調査の結果を今後に生かせるようにしっかり分析し、教育指導、支援の改善を努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま教科書の採択についてでございますが、8社中7社が、モラロジー研究所とかかわりがある会社と判明しております。

そういう意味におきまして、光村図書のは人権、平和、共生をテーマに重点を置いて編集されたわけでございます。

それには、9の教育委員会と、1の県立中学校が新たに採択されたということは喜ばしいことと思えます。

そういう意味で、これからはそういうモラロジー研究所とかかわりのない教材の教育図書を選択していただきますようよろしく願いをいたしまして、私の

3点についての一般質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。